

フクロギツネ等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十一号)

- 1 防除の対象 トリコスルス・ヴルペクラ(フクロギツネ)、マカカ・ファスキクラリス(カキザル)、カルロスキウルス・フィンライソニイ(フィンレイソニス)、オロミクス・ヴォラン(エゾモモンガ)以外のもの及びスキウルス・カロリネン(トウブハイイリス)(以下「フクロギツネ等」という。)
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 平成十八年二月一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 4 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、フクロギツネ等の野外における生息状況の監視に努め、次に掲げる地域において生息が確認された場合には可能な限り予防的な防除を行うものとする。また、次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

 - 一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - 二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - 三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域)
- 5 防除の内容
 - 一 防除の方法
 - イ 調査
 - (1) フクロギツネ等の全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
 - (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。
 - ロ 捕獲

地域の状況に応じ、わな等の捕獲器具を効果的に用いて捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。

 - (1) 設置した器具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法」という。)に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。
 - (2) 防除に使用する捕獲器具には、器具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。
 - (3) 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。
 - (4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。)第二条第五項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。
 - (5) わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌^しを用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。
 - ハ 捕獲等のための施設

フクロギツネ等を捕獲するための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。)第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。
 - 二 防除により捕獲した個体の処分
 - (1) 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。

(2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。

(3) 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

(4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し(以下「譲渡し等」という。)を要する場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限り、この限りでない。

ホ 飼養等のための施設
捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第五号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車等の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であつて、当該わな等に銃器が設置されている場合は、この限りでない。

ヘ モニタリング
生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二 在来生物の捕獲等を避けるための措置
わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一回、定期的にわな等を巡視するものとする。

三 関係法令の遵守
防除の実施には当該関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定に要する要件
法第十条第一項及び地方公共団体が行う防除の確認(以下「確認」という。)又は同条第二項に於ける国の防除の認定(以下「認定」という。)は、当該防除の内容が第一項の規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に限り行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり、関係者等との合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。

二 認定に關しては、防除を実施する区域の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定に關しては、防除実施計画書に記載している財政的及び人力的能力を有していること。

四 原則として、防除に使用する銃器、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者が当該猟具を使用するに關する知識及び技術を有していること。ただし、適切な捕獲と安全に關する事項を含むことができる。

五 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

六 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

七 鳥獣保護法第二十一条又は第二項で禁止又は制限をされた捕獲は行わないこと。

八 鳥獣保護法第二十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。

九 鳥獣保護法第三十五条第一項で銃猟禁止区域として指定されている区域においては、銃器による防除は行わないこと。

十 鳥獣保護法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。

十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第三十八条において禁止されている行為を行わないこと。

7 その他
一 防除手法等の技術の開発
環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

二 普及啓発の推進
各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに

に、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

ファイリマングースの防除に関する件

(平成十七年農林水産省告示第十号)

- 1 防除の対象 ヘルペステス・アウロプンクタトゥス(ファイリマングース。以下単に「ファイリマングース」という。)
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 平成十七年六月三日から平成三十五年三月三十一日まで
- 4 防除の目標
一 生態系に係る被害の防止
次に掲げる地域ごとには、ファイリマングースが既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、ファイリマングースが今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。
イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
ハ その他地域(イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域)
- 二 農林水産業に係る被害の防止
農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断される場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。
- 5 防除の内容
一 防除の方法
イ 調査
(1) ファイリマングースの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
(2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。
ロ 検討委員会の設置
防除の進捗状況の検証及び防除に係る適切な助言等を得るため、必要に応じてファイリマングースの防除に係る有識者からなる検討委員会を設置し、定期的に開催するものとする。
ハ 捕獲
(1) ファイリマングースと希少野生動物の生息状況に応じ、以下の捕獲手法の中から効果的な手法を選択し、かつ、講習を受けた従事者により捕獲を進めるものとする。
買取り方式によるかごわなを使用した捕獲
計画的配置に基づくかごわなを使用した捕獲
希少野生動物の混獲のおそれの少ない場所における捕殺式わなを使用した捕獲
探索犬を用いた探索、捕獲又は分布の確認
誘因物質の使用その他の手法
(2) 捕獲の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。
設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法」という。)に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。
防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。
防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。)第二条第五項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基

づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。
わな等の設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせないよう適切に行うものとする。

二 捕獲等を行うための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農水省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。）第五條第一項第十一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたりもする。

ホ 防除により捕獲した個体の処分
（１）捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。
（２）捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。
（３）捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。
（４）捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）の必要がある場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の要件に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限り、その規定を適用する。

ハ 飼養等を行うための施設
捕獲個体の飼養等を行うために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第五條第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とす。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等に施設が設けられている場合は、この限りでない。

ト モニタリング
ファイリマングースの生息状況並びにヤンバルクイナ等希少野生動物の生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を来生物の捕獲等と適切に反映するよう努めるものとする。

二 在わな等を用いて捕獲する場合は、定期的にわな等を巡視するものとし、特に生け捕り等を用いずには、原則として一日一回は巡視するものとする。

三 関係法令の遵守
防除の実施には、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件
法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。

二 認定に関し、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定については、防除実施計画書に記載していること、財政的及び人力的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。

四 原則として、使用する防除器具及び鳥獣保護法による狩猟免許を有する者が当該防除器具を使用するに際して、防除実施計画書に記載していること。ただし、適切な捕獲手段と安全に関する知識及び技術を有している者と認められる者については、免許非所持者であっても従事者に含むことができる。

五 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を作成及び更新の方法について記載していること。

六 防除に伴い飼養等を防除実施計画書に記載し、又は添付していること。

- 七 鳥獣保護法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限された捕獲は行わないこと。
 - 八 鳥獣保護法第十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。
 - 九 鳥獣保護法第三十五条第一項で銃猟禁止区域として指定されている区域においては、銃器による防除は行わないこと。
 - 十 鳥獣保護法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。
 - 十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第三十八条において禁止されている行為を行わないこと。
- 7 その他
- 一 防除手法等の技術の開発
環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。
 - 二 普及啓発の推進
各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

カニクイアライグマ等の防除に関する件

(平成十八年農林水産省告示第三号)

- 1 防除の対象 プロキユオン・カンクリヴォルス(カニクイアライグマ)、ヘルペステス・ヤクイアライグマ等(以下「カニクイアライグマ等」という。)
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 平成十八年二月一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 4 防除の目標 生態系に係る被害の防止を図るため、カニクイアライグマ等の野外における生息状況の監視に努め、次に掲げる地域において生息が確認された場合には可能な限り予防的防除を行うものとする。また、次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場合には、被害の状況に応じて全排除又は影響の低減を図ること等の適切な目標を定め、防除を実施するものとする。
- イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
- ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
- ハ その他地域(イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域)
- 二 農林水産業に係る被害の防止を及ぼしているとは判断される場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあるとは判断される場合又は監視に努めるものとする。
- 5 防除の内容
- 一 防除の方法
- イ 調査
- (1) カニクイアライグマ等の全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
- (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。
- ロ 捕獲
- 地域の状況に応じ、わな等の捕獲器具を効果的に用いて捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。
- (1) 設置した器具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法」という。)に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。
- (2) 防除に使用する捕獲器具には、器具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。
- (3) 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。
- (4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。)第二条第五項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。
- (5) わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌^{えさ}を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせないよう適切に行うものとする。
- ハ 捕獲等のための施設
- カニクイアライグマ等を捕獲するための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。)第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基

- 二 準の細目により捕獲したものを処分する。処分の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による捕獲個体を殺す場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分する。捕獲個体の飼養等を行う場合は、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等を行うことができるものとする。捕獲個体の飼養等を行う場合は、譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）を認める必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四号第二号の規程に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

ホ 飼養等のための施設捕獲個体の飼養等を行うために用いる施設の構造及び強度並びにその細目について定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合は、当該わな等に設置されているモニタリング装置が講じられている限りでない。

ヘ モニタリング装置及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二 在来生物の捕獲等を避けるための措置を講ずる場合は、原則として一日一回、定期的にわな等を巡視するものとする。

三 関係法令の遵守については、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の認定については、関係法令を遵守するものとする。防除の認定（以下「認定」という。）又は防除の計画（以下「計画」という。）は、当該防除の内容及び実施の計画が、関係法令の規定に適合している場合であって、かつ、防除の実施に必要となる経緯及び結果に関する防除実施計画に記載していること。

一 防除の実施に必要となる経緯及び結果に関する防除実施計画に記載していること。二 防除の実施に必要となる経緯及び結果に関する防除実施計画に記載していること。三 防除の実施に必要となる経緯及び結果に関する防除実施計画に記載していること。四 防除の実施に必要となる経緯及び結果に関する防除実施計画に記載していること。

四 原則として、使用する器具に及び、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者が当該器具を使用するに必要とする知識及び技術を有していること。ただし、適切な捕獲手段であっても従事者に含むことができる。

五 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

六 防除に伴い飼養等を行う場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

七 鳥獣保護法第二十五条第一項又は第二項で禁止又は制限された捕獲は行わないこと。八 鳥獣保護法第二十五条第一項に基づき指定された指定狩猟法禁止区域内では、同区域内において鳥獣保護法第三十五条第一項で銃器による防除は行わないこと。

九 鳥獣保護法第三十五条第一項で銃器による防除は行わないこと。十 鳥獣保護法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。

十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第三十八条において禁止されている行為を行わないこと。

7 その他
一 防除手法等の技術の開発

- 環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。
- 二 普及啓発の推進
- 各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

アノリス・アングスティケプス等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十四号)

- 1 防除の対象 アノリス・アングスティケプス、アノリス・サグレイ(ブラウンアノー
ル)、ボイガ・キュアネア(ミドリオオガシラ)、ボイガ・デンドロフィラ(マングロ
ン)、ヘビ及びボイガ・イルレグラリス(ミナミオオガシラ)(以下「アノリス・アン
グスティケプス等」という。)
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 平成十八年二月一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 4 防除の目標 生態系に係る被害の防止を図るため、アノリス・アングスティケプス等の野外におけ
る生息状況の監視に努め、次に掲げる地域において生息が確認された場合には可能な限
り予防的な防除を行うものとする。また、次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場
合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること等の適切な目標を定め
て防除を実施するものとする。
一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有す
る地域
二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有す
る地域
三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要
性を検討する地域)
- 5 防除の内容
一 防除の方法
イ (1) アノリス・アングスティケプス等の全国的な生息状況及び被害状況を把握す
るため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提
供を行うものとする。
(2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息
状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。
ロ 捕獲
地域の状況に応じ、わな等の捕獲用具を効果的に用いて捕獲を行うこととし、そ
の際、次の事項に留意するものとする。
(1) 設置した用具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防
止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとと
もに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法
」という。)に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするもの
とする。
(2) 防除に使用する捕獲用具には、用具ごとに、法に基づく防除のための捕獲で
ある旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等
を行うものとする。
(3) 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避
けるよう配慮するものとする。
ハ 捕獲等のための施設
アノリス・アングスティケプス等を捕獲するための施設又は封じ込めをするため
の防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に
関する法律施行規則(平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」
という。)第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示
で定める基準の細目に準じたものとする。
ニ 防除により捕獲した個体の処分
(1) 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等によ
る個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。
(2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により
処分するものとする。
(3) 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認
められる目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は
は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うことができるも
のとする。
(4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し(以下「譲渡し等」
という。)をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公
益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四
条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に

- 限るものとする。
- ホ 飼養等のための施設を捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目について、施行規則第五條第一項第一号の基準及び同條第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であつて、当該わな等に施設設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられていない場合は、この限りでない。
- ヘ モニタリング
 一 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。
- 二 在来生物の捕獲等を避けるための措置
 一 わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一回、定期的にわな等を巡視するものとする。
- 三 関係法令の遵守
 一 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。
- 6 防除の確認又は認定の要件
 一 法第十八條第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同條第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。
- 一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。
- 二 認定に關しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。
- 三 認定に關しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。
- 四 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。
- 五 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。
- 7 その他
 一 防除手法等の技術の開発
 一 環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。
- 二 普及啓発の推進
 一 各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

アカボシヒキガエル等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十六号)

- 1 防除の対象 ブフォ・プンクタトウス(アカボシヒキガエル)、ブフォ・テュフォニクス(コノヒキガエル)、オステオピルス・セプトトリオナリス(キューバズツキガエル)及びエレウテロダクテュルス・コクイ(コキーコヤスガエル)(以下「アカボシヒキガエル等」という。)
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 平成十八年二月一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 4 防除の目標 生態系に係る被害の防止を図るため、アカボシヒキガエル等の野外における生息状況の監視に努め、次に掲げる地域において生息が確認された場合には可能な限り予防的な防除を行うものとする。また、次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。
 - 一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - 二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - 三 その他の地域(前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域)
- 5 防除の内容
 - 一 防除の方法
 - イ (1) アカボシヒキガエル等の全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
 - (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。
 - ロ 捕獲地域の状況に応じ、わな等の捕獲用具を効果的に用いて捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 設置した用具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「法律」という。)に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。
 - (2) 防除に使用する捕獲用具には、用具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。
 - (3) 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。
 - ハ 捕獲等のための施設 アカボシヒキガエル等を捕獲するための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。)第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。
 - ニ 防除により捕獲した個体の処分
 - (1) 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。
 - (2) 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的である場合に限り、法律第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。
 - (3) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し(以下「譲渡し等」という。)をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。
 - ホ 飼養等のための施設 捕獲個体の飼養等するために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が

告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であって、当該わな等に施設設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

へ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二 在来生物の捕獲等を避けるための措置

わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一回、定期的にわな等を巡視するものとする。

三 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体の者が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定に関しては、防除実施計画を執行する財政的及び人的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。

四 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

五 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。